根室市教育委員会規則第3号

根室市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

根室市教育委員会 教育長 波 岸 克 泰 根室市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

根室市教育委員会事務局事務分掌規則 (昭和46年根室市教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 総合体育会館整備推進課

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 特別支援教育担当主幹

第3条第2項中第14号を第16号とし、第4号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 総合体育会館整備推進主幹
- (5) 総合体育会館整備指導主幹

第5条中第36号を第39号とし、第35号の次に次の3号を加える。

- (36) 特別な支援を必要とする児童生徒等の教育相談及び指導に関すること。
- (37) 特別な支援を必要とする児童生徒等の心理検査及び教育的判断 に関すること。
- (38) 特別支援教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 第8条中「総合体育館建設準備室」を「総合体育会館整備推進課」に 改め、同条第1号及び第2号中「体育館」を「体育会館」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。